

## 令和5年第1回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和5年2月13日(月)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和5年2月13日(月) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和5年2月13日(月) 午前10時13分

### ◎ 出席議員

1番	成澤五郎	6番	吉田峰一
2番	笠松悦子	7番	五十嵐捷爾
3番	松井盛泰	9番	谷口康之
4番	城地秀樹	10番	伊藤政博
5番	山田顕人		

- ◎ 会議録署名議員 7番 五十嵐捷爾 9番 谷口康之

- ◎ 欠席議員 8番 木村一

### ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	高田正志
保健センター長	(高田正志)
地域包括支援センター長	笠松さおり
税務会計課長	南一貴
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
建設水道課主幹	澤田浩一
教育長	堂下則昭
教育委員会事務局長	森永茂
スポーツセンター長	(森永茂)
知内高等学校事務局長	南和敏
学校給食センター長	(森永茂)
代表監査委員	西内貞治

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤辰治
議事係	高田貴明

## 令和5年第1回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和5年2月13日(月)午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 7番、五十嵐捷爾君、9番、谷口康之君
第 2		会期の決定について
第 3		城地秀樹君の議席の指定
第 4		議長の諸報告
第 5	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて
第 6	議案第 1号	令和4年度知内町一般会計補正予算(第11号)について
第 7	議案第 1号	令和4年度知内町水道事業会計補正予算(第3号)について
第 8	同意第 1号	副町長の選任について

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長(伊藤政博)

おはようございます。

令和5年第1回臨時会にお集まりいただきまして、ご苦労様です。

欠席届のあった議員は、8番、木村一君です。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、令和5年第1回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### ● 会議録署名議員の指名

#### ◎ 議 長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、五十嵐捷爾君及び9番、谷口康之君を指名します。

### ● 会期の決定について

#### ◎ 議 長(伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

---

## ● 城地秀樹君の議席の指定

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第3、『城地秀樹君の議席の指定』を行います。

先般執行されました知内町議会議員補欠選挙において当選された城地秀樹君の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって4番に指名します。尚、常任委員会の委員への選任については、議会閉会中において委員会条例第7条第4項の規定により総務文教常任委員会及び経済民生常任委員会委員に選任しましたので、申し添えます。

それでは、城地秀樹君を紹介します。

城地秀樹君。

### ◎ 4 番 (城地秀樹)

おはようございます。この度の選挙で、沢山の町民のご支援を頂き当選することができました。ありがとうございました。この1年間精一杯やっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

---

## ● 議長の諸報告

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和4年第4回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、皆様のお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

---

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

### ◎ 町 長 (西山和夫)

議員の皆様には、令和5年第1回知内町議会臨時会にご出席頂き、ありがとうございます。上程議案説明の前に、一言ご挨拶をさせていただきます。

1月29日執行の町長選挙において、2期目の町政を担わせて頂くことになり、町民の皆様には心から感謝を申し上げます。

今、物価燃料高騰より家計や企業活動への影響は深刻な状況になっておりますが、行政と致しましても、緊急な対応も含めてしっかり向き合う必要があるので、的確な支援が出来るよう取り組んで参りたいと思います。

また町の課題については、上水道事業の事業変更、日本海溝千島海溝沿い巨大地震等の防災対策、水田活用交付金厳格化による対応策、高齢化世帯への除排雪対策、知内高校の大規模な改修等町政の課題は山積しておりますが、これからも課題解決の為、積極的に取り組んで参りますので、議員の皆様には、今後ご指導ご鞭撻の程頂きますよう心からお願い申し上げます。そして同じく町議会補欠選挙において当選されました城地議員にも心からお祝いを申し上げます。新人の立場から清風を吹き込み、多くの町民の声を町政に反映させる為、町民の代表者の一人として良い町づくりにご尽力頂きますようお願いを申し上げます。

さて、今議会に上程させて頂いておりますのは、承認1件、議案2件であります。

承認第1号の専決処分の承認を求めることについては、令和4年度知内町一般会計補正予算について予算補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕が無かったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、1月30日付で専決したものであります。

補正予算（第10号）として歳入歳出それぞれ3,881万9千円を追加し、総額を49億7,927万1千円とするものであります。補正の主な内容は、町道除排雪委託料等を追加したものであります。議案第1号の令和4年度知内町一般会計補正予算（第11号）については、歳入歳出それぞれ323万円を追加し、総額を49億8,250万1千円とするものであります。補正の主な内容は、国の出産・子育て応援給付金事業に関わる経費を追加するものであります。

議案第2号の令和4年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出の営業費用に100万円を追加補正するもので、配水及び給水費の修繕費に不足が見込まれることから追加するものであります。

議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

## ● 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、承認第1号、『専決処分の承認を求めることについて』令和4年度知内町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

### ◎ 総務課長（西野俊一）

議案の3ページをお開き下さい。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

4ページです。

専決処分書。令和4年度知内町一般会計について、予算補正の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕が無いので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

記、令和4年度知内町一般会計補正予算（第10号）について。

令和4年度知内町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,881万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,927万1千円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は令和5年1月30日で、今回の専決処分は、説明資料建設水道課の5ページにありますように、降雪量とそれに伴い除排雪作業出動回数が多くなり、町道の除排雪費や各施設の駐車場除雪費に不足が生じる事から行ったものであります。

歳出から説明します。8ページご覧下さい。

7款1項商工費、2目商工振興費に14万円を追加し、1,639万4千円とするものであります。これは、12節委託料に「食」のスポット除排雪業務委託料に不足が生じることから追加補正するものであります。

9ページです。6目健康保養センター管理費に37万9千円を追加し、1,977万1千円とするものであります。これは12節委託料に駐車場除排雪業務委託料に不足が生じた事から追加補正するものであります。

続きまして、10ページです。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費に3,830万円を追加し、1億4,066万2千円とするものであります。これは10節需用費に除排雪機械の燃料費として、12節委託料に町道除排雪業務委託料と除雪重機運転業務委託料に不足が生じることから追加補正するものです。

戻って頂きまして、7ページ歳入です。10款1項1目地方交付税に3,881万9千円を追加し、19億8,421万1千円とするものであります。これは只今説明しました歳出に対応して追加補正するものです。説明は以上です。よろしくお願い致します。

## ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出、一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

本案は報告のとおり承認するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

## ● 議案第1号 令和4年度知内町一般会計補正予算（第11号）について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第1号、『令和4年度知内町一般会計補正予算（第11号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

### ◎ 総務課長（西野俊一）

議案の11ページです。

議案第1号、令和4年度知内町一般会計補正予算（第11号）について。

令和4年度知内町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,250万1千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出の方からご説明しますので、17ページをお開き下さい。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に43万円を追加し、1億858万円とするものであります。これは、11節役務費と13節使用料及び賃借料に、新年度から環境省北海道環境事務所へ職員を派遣することに伴い、借り上げ住宅に係る費用をそれぞれ追加、13節使用料及び賃借料に議会タブレット端末に入れるデータを確保する為のライセンス料を追加するものであります。

続きまして、18ページです。11目自治振興費に13万円を追加し、2億7,097万2千円とするものであります。これは7節報償費に功労・善行表彰及び職員表彰記念品に不足が生じる事から追加補正するものです。

19ページです。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に170万円を追加し、1,653万3千円とするものであります。これは18節負担金補助及び交付金に出産・子育て応援交付金支給事業に追加補正するもので、詳細につきましては、後程担当課長からご説明致します。

続きまして、20ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健医療総合センター管理費に22万円を追加し、2,786万6千円とするものであります。これは10節需用費に歯科診療所のレントゲン機器の修理が必要なことから追加補正するものです。

21ページ、8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費に50万円を追加し、8,804万円とするものであります。これは10節需用費に公営住宅修繕費の不足が見込まれることから追加補正するものです。

続きまして、22ページです。10款教育費、6項社会教育費、4目青少年交流センター管理費に25万円を追加し、1,428万3千円とするものであります。これは10節需用費に空き部屋の修繕が必要なことから追加補正するものでございます。

戻って頂きまして、歳入です。14ページをお開き下さい。

10款1項1目地方交付税に181万4千円を追加し、19億8,602万5千円とするものであります。これは只今ご説明致しました歳出に対応して追加補正するものです。

15ページです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に113万3千円を追加し、4,693万7千円とするものであります。これは5節児童福祉費国庫補助金に出産・子育て応援交付金事業補助金として追加補正するものです。

16ページです。15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金に28万3千円を追加し、1,542万3千円とするものであります。これは12節児童福祉費道補助金に出産・子育て応援交付金事業補助金として追加補正するものです。

以上で歳入の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

補足説明を生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

それでは資料でご説明致しますので、生活福祉課関係3ページをご覧頂きたいと思います。

知内町出産・子育て応援給付金事業です。1の概要としまして、国が創設しました「伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的事業」に基づき、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、本町の既存の取り組みを活かしながら、妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」の充実を図るとともに「経済的支援」として妊娠届出時、出生届出時を通じた交付金の支給を一体的に実施するものです。

2の伴走型相談支援の対象者は、全ての妊婦及び主に0歳から2歳の子どもを養育する子育て世帯とし、支援の内容は面談となっております。既に取り組んでいるものでございます。

3の出産・子育て応援給付金につきましては、出産応援給付金と子育て応援給付金の2本立てとなっております。どちらも基準となる日は令和4年4月1日以降です。

(1)の出産応援給付金は妊娠届出時の面談を受けた妊婦に対し、5万円を支給するものであり、(2)の子育て給付金は出生届出時の面談を受けた子どもを養育する者に、子ども1人あたり5万円を支給します。ですので、出産応援給付金を受給する者と子育て応援給付金を受給するものは、家族の形態によって異なる場合があります。そして今回の対象者は表にありますとおり、令和4年度中に産まれた14名、これから産まれる予定の1名、転入後に産まれた2名の計17名分としております。

4の事業費及び財源内訳は、事業費で170万円、財源内訳は国が113万3千円、道が28万3千円、町が28万4千円となります。

以上で事業の説明を終わらせて頂きます。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出、一括質疑を許します。

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

説明資料の3ページなんですけれどもね、子育て応援給付金事業のことで、国の事業も当然入っている訳なんですけれども、今年度はこのまま対応している形になると思うんですけども、来年度以降の国からの支援というのは、望まれるんでしょうか。その辺りお聞きします。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

ご説明致します。この事業は令和5年度も実施する予定ではありますが、来年度以降の事業については今のところ未定となっております。令和5年度までは実施することになっていきます。令和6年度以降については未定となっております。

◎ 5 番 (山田顕人)

分かりました。

◎ 議長 (伊藤政博)

他に質疑ありませんか。

6番、吉田君。

◎ 6 番 (吉田峰一)

6番、吉田です。今の質問と関連するんですけども、勿論、国の事業でありますけども、要するに妊娠を確認して対面するということは、もう既に妊娠して8か月経っているということですね。そういう意味ですか。これは。

それと、8か月経って面談をするということは、あと2か月後に子どもが産まれるという事なんですね。その辺はそういう確認で良いですか。

◎ 議長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (高田正志)

ご説明致します。今年度支給する対象者につきましては、もう既に産まれてきている子どもが殆どであります。表でいきますと、もう14名が産まれてきております。ただ遡りで支給することになっておりますので、このような形になっております。支給の基準日が令和4年の4月1日からとなっておりますので、遡って支給することになります。

◎ 議長 (伊藤政博)

6番、吉田君。

◎ 6 番 (吉田峰一)

これを遡って令和4年度のことだと。令和5年度については、例えば4月1日妊娠8か月ですと、2ヶ月後に子どもが産まれるんですよ。ということは2本立てで支給するということですか。

◎ 議長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (高田正志)

この事業はですね、妊娠期と子どもが産まれてからの2本立てとなっておりますので、令和5年度以降に妊娠されている方については、面談して支給すると。

◎ 議長 (伊藤政博)

地域包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長 (笠松さおり)

ご説明致します。妊娠届は保健センターの方に母子手帳交付時に必ず妊婦さん来ていますので、その時に面談をしたという形にして申請を受付ます。出生後については申請時期の訪問ですとか申請時期町内に里帰りでない場合は、帰って来た時に必ず全件訪問しているので、それで確認して給付金を交付する予定になっていきます。

◎ 議長 (伊藤政博)



暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

地域包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明致します。妊娠したとしても必ず全員が出産するとは限らないので、妊娠届出時に1回交付、出産した後もう1度交付という形で、説明資料のとおり（1）の出産応援給付金というのが妊娠届出時のものになります。（2）の子育て応援給付金が出産後の交付になっています。年度をまたぐこともあります。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

関連で確認しますが、妊娠で面談した時はまず5万円貰えると、で出産を確認したらまた5万円をと、こういう解釈で良いんですね。はい分かりました。

◎ 議長（伊藤政博）

よろしいですか。

6番、吉田君。

◎ 6番（吉田峰一）

確かに2か月の間にいろんな事故で産まれない事もあるけれども、それは妊娠した時でなくても逆に言うと産まれた時に2回分を支給するという形でも1回の手続きで済むのではないかと、こんな考え方をしているだけです。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

他に質疑ありませんか。

1番、成澤君。

◎ 1番（成澤五郎）

説明資料の3ページですが、ここに出産中綴じを入れて（・）子育て応援給付金事業となっていて、3番目の（1）と（2）では立て分けて内容を記載しています。ここに3番目の出産・子育て応援給付金、（1）が出産応援給付金、（2）が子育て応援給付金、となっています。どちらも応援という言葉が入っているんですが、せっかく2本立てで支給する訳ですので、（1）の出産応援給付金というのは如何なものかなと、むしろ出産祝い給付金という言葉が適切ではないのかなと、そのように考えるんですが如何でしょう。表記の問題です。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

ご説明致します。この事業はですね、国の制度に基づいてやっているものですので、このままの表記でいかせて頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

◎ 1番（成澤五郎）

はい、分かりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第2号 令和4年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第2号、『令和4年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第2号、令和4年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について。

第1条 総則、令和4年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第2条 収益的収入及び支出、令和4年度知内町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出になります。1款水道事業費用、1項営業費用に100万円を追加し、1億5,062万6千円とするものであります。2ページをお開き下さい。

令和4年度知内町水道事業会計予算実施計画内訳書になります。

収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、7節修繕費に100万円を追加し、1億5,062万6千円とするものであります。これは2月、3月これからの漏水及び当該による修繕費を想定したものであります。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩致します。

議案を配布致します。

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時04分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 同意第1号 副町長の選任について

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第8、同意第1号、『副町長の選任について』同意を求める件を議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

同意第1号、副町長の選任についてであります。

知内町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所であります。上磯郡知内町字元町。氏名、大野樹氏であります。

大野氏は、長きにわたる行政経験と社会福祉協議会の局長も経験された中で、4年間私を支えて頂きました。今後も町民感覚の視点に立って奢ることなく真摯な態度で職員の指導、事務の監督を頂き、町民の皆様へ寄り添った町政の一翼を担ってくれるものと確信をしております。2人が見ているのは、町民の幸せ、笑顔であります。議員の皆様には是非ご理解の上、同意賜りますようお願いを申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。

この採決については、無記名投票により行います。

投票の準備をお願い致します。

これより議場の閉鎖を行います。

議場の出入口を閉めます。

採決が終了するまで議場への出入りは出来ませんので、ご注意ください。

只今の出席議員数は、議長を除く8名です。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、山田顕人君及び6番吉田峰一君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

念のため申し上げます。本案に同意する者は「賛成」と、同意しない者は「反対」と記載願います。

なお、白票など賛否を表明しない投票及び「賛成」及び「反対」以外に記載された賛否が明らかでない投票は、否と見なします。

事務局長から議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

#### ◎ 議会事務局長（佐藤辰治）

それでは、投票の方よろしくお願い致します。

1番、成澤議員。2番、笠松議員。3番、松井議員。4番、城地議員。5番、山田議員。6番、吉田議員。7番、五十嵐議員。9番、谷口議員。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山田顕人君及び吉田峰一君、開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数8票、賛成6票、反対、その他2票。以上の通り、賛成が多数です。

したがって、同意第1号、副町長に選任については同意することに決定致しました。

議場の出入口を開きます。

それでは、ここで只今選任同意されました、大野樹副町長からご挨拶をお願い致します。

#### ◎ 副町長（大野 樹）

皆さん、おはようございます。只今副町長に選任同意を頂きましてありがとうございます。西山町長の1期目は、4年目を向かえたコロナ感染症との戦いの日々で、これまでに経験をしたことのないマスクを付けての事務、事業を進めて参りました。

15日より西山町長の2期目がスタート致しますが、燃料、電気を含めた全ての物価上昇が続き、この対策については早急に対応しなければなりません。

また上水道事業の変更等、町の課題も山積しております。微力ではありますが、職員力を頂いて西山町長を補佐して参りたいと思っております。議員の皆様には、これまで同様、温かいご指導ご支援を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

---

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和5年第1回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

（ 閉会 午前10時13分 ）